

天川村漁業協同組合奈内共第4号及び奈内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、天川村漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第4号及び奈内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、いわな、うなぎ及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域で、ウ欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
あまご	九尾ダムの網場から上流、天川村南日裏の弁天橋までの天の川の区域	3月1日から9月15日までの期間内で組合が定め公表する期間内

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あゆ	友釣、ころがし、乱引、水眼鏡及び囲い網を伴うころがし・乱引
あまご	竿釣
いわな	竿釣
うなぎ	竿釣、つけ針
にじます	竿釣

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣、竿釣 ころがし、乱引	釣竿 1人1本
水眼鏡及び囲い網を伴う ころがし・乱引	釣竿 1人1本 囲い網に使用する網は、1人2統以内、網目5mm以下、網全長30m以下

3 次の表のア欄の漁具・漁法によるあゆを対象とする遊漁は、イ欄の区域内において、ウ欄の期間中でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区 域	ウ 期 間
ころがし、乱引、 水眼鏡及び囲い網を伴う ころがし・乱引	漁場全区域	9月3日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

4 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 九尾ダム湖及び川迫ダム湖での撒き餌による遊漁
- (7) あゆのルアー釣

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
あ ま ご	3月1日から9月15日までの期間内で組合が定め公表する期間内
い わ な	3月1日から9月15日までの期間内で組合が定め公表する期間内
う な ぎ	3月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
にじます	3月1日から9月15日までの期間内で組合が定め公表する期間内

2 前項の公表は、村の掲示板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
川迫川と弥山川合流地点より上流の弥山川全域の区域	1月1日から 12月31日まで
天の川支流洞川の吉野郡天川村大字洞川字大原野321番地の西端から同大字洞川字湯床355番地の西端を見通した線から下流同大字洞川字松本垣内620番地の西端から同大字洞川字漆谷13番地の東端を見通した線までの間	
神童子川とオソゴヤ谷合流点より上流のオソゴヤ谷全域の区域	
川迫川川迫ダム堰堤及び天の川九尾ダム堰堤からそれぞれに設置されている網場までの区間	

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	10センチメートル
いわな	10センチメートル
うなぎ	30センチメートル
にじます	15センチメートル

(特別区域)

第8条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第5条の規定にかかわらずウ欄の期間とする。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間
天川村大字北角弁天淵橋から上流弥山川出合いまでの区域	にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。
なお、あゆの1日の遊漁料及びあまご・いわな・にじますの1日の遊漁料を次項ただし書に規定する方法により納付するときは、遊漁料の額を5,500円とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣	1日	解禁日 4,000円
		1日	2日目以降 3,500円
		1年	15,000円
	ころがし	1日	3,500円
	乱引	1年	3,500円 (あゆ釣年券購入者に限る)
あまご いわな にじます	竿釣	1日	解禁日 4,000円
		1日	2日目以降 3,500円
		1年	13,000円
うなぎ	竿釣	1日	1,000円
	つけ針	1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 天川村漁業協同組合 (奈良県吉野郡天川村大字沢谷48番地の3)
- (2) その他の納付場所 (別表記載)

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小学生	無料
女性	第1項に規定する額の1/2に相当する額
心身障害者	
満80歳以上の高齢者	
中学生	

4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとする。

区域	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	納付場所
----	----	-------	----	-----	------

天川村北 角弁天淵 橋から上 流弥山川 出会いま での区域	にじます	ルアー釣	1日	3,000円 女性 1,500円 心身障害者 1,500円 満80歳以上の高齢者	天川村大 字沢谷 組合事務 所
		フライ釣		1,500円 中学生 1,500円 小学生 1,000円	
		テンカラ		未就学幼児 無料	

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員

であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。